

教育委員会会議 定例会

令和2年11月4日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 25 号 令和3年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

2 報 告 事 項

(8) 山梨県社会教育委員の会議の提言について

3 その他報告

(11) 指定管理者候補者の選定について (県立図書館) (県立ゆずりはら青少年自然の里)

議案第25号

令和3年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

提案理由

令和3年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者選抜の実施に当たり、山梨県立高等学校学則第16条及び山梨県立特別支援学校学則第14条の規定に基づき、あらかじめ募集定員を定め公告する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名

令和3年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員について

経緯

○ 高等学校等の入学者募集定員は、過年度の欠員の状況、進路希望調査の結果、中学校卒業見込者数の増減、普通科・職業科・総合学科の比率や適正規模等を考慮し、策定している。

(令和2年度第1次進路希望調査)

・調査基準日 令和2年9月20日

・調査対象者 令和2年度県内中学校卒業予定者 7,140人

内容

山梨県立高等学校学則第14条及び山梨県立特別支援学校学則第12条の規定に基づき、令和3年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員を別紙のとおり策定したい。

(概要)

1 全日制課程

5,280人(前年度5,470人) 前年度比190人減

2 定時制課程

570人(前年度570人)

3 通信制課程

200人(前年度200人)

4 特別支援学校

別紙のとおり

※ ホームページアドレス

<https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/nyuusi/saishinnonyuusijouhou.html>

参考

(参考)

○検査期日

全日制前期 1月28日(木)及び1月29日(金)

全日制後期 3月3日(水)

定時制 3月3日(水)及び3月4日(木)

追検査(全・定) 3月8日(月)

ただし、特別日程に移行した場合は、3月17日(水)

通信制第1期 3月17日(水)

通信制第2期 3月29日(月)

ただし、特別日程に移行した場合は、3月30日(火)

特別支援学校 桃花台学園 1月28日(木)

桃花台学園以外 3月3日(水)

(令和2年11月4日 定例教育委員会)

課名

生涯学習課

件名

山梨県社会教育委員の会議の提言について

経

緯

○諮問

・山梨県社会教育委員の会議（窪田包久議長）に対して諮問（H30.11）
『つながり』を基盤として地域の活力を醸成する社会教育のあり方
～多様な人々がかかわり合う、包摂的社会づくりをめざして～

○社会教育委員の職務（社会教育法第17条2）

「定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」

○県社会教育委員の会議：2年間で10回の会議を開催

（新型コロナウイルスの影響により2回メール会議）

○提言書提出：山梨県社会教育委員の会議議長から教育長に提出（R2.10.23）

<参考>

○社会教育委員とは

社会教育行政に住民の意向や地域の実態が反映されるよう、行政外の立場から意見を取り入れるための仕組み。

（山梨県社会教育委員）学校関係者3名、社会教育関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験者3名（計15名）

○設置の意義

県民の主体的な活動を支援する社会教育行政がより効果的に推進されるように、学習ニーズや課題等を踏まえて広い視野からの意見を聴取できる。

○社会教育委員の役割

社会教育委員制度は、住民参画型の行政の仕組みを表している制度で、委員は地域住民と行政の間にいる立場で「住民の声を行政に反映する」という役割を担っている。

今回の内容

<提言書の概要>

第1章「現在の社会と社会教育」

社会教育について、個人が自らを高めたり、人生を楽しめたりする自発的な学びの機会を提供すること、国や地域の諸課題に当事者として取り組める力を育成することの大切さを明確にし、課題の解決に関わって本県の課題を例示し、課題解決に向けて社会教育が大きな役割を果たしていることを述べている。

第2章「『つながり』を地域の活力に活かす社会教育の機能」

地域の活力は人々が様々な活動に参加したり、支え合ったりする「つなが

り」を通して形成される社会的信頼に基づいて生まれることや、その「つながり」づくりで大切なことは、子供・若者・高齢者・外国人・障害のある人などがお互いのこと知り、相手のために何かしたいという社会的包摂の観点をもつことが大切であると述べている。

第3章「つながりを基盤に地域の活力を醸成している社会教育活動の事例」

県内10団体の活動を概観し、各団体の活動が社会教育の場として有効に機能していることや当事者の声からの課題（必要な情報を整理統合して提供できるシステムの構築、課題解決のために取り組む人々がつながりを持てる場の必要性等）も浮かび上がった。また、地域で子供たちが自由に安心して過ごすことができる「拠点」の必要性や、拠点を運営する団体・組織間の連携の必要性を示唆している。

第4章「つながりに基づく地域の活性化に向けた社会教育行政のあり方」

地域の活力の醸成に向けた社会教育行政の方向性（国・県や市町村及びさまざまな生涯学習関係機関・団体間がゆるやかにネットワーク化を図ることによって、人々の学習活動・社会教育活動を総合的に支援していく仕組み）について提案している。

また、社会教育行政と学校教育行政の連携、社会教育施設利用者への合理的配慮、ユニバーサルデザインについての一層の支援、社会教育行政の広報活動の重要性などについて述べている。

○研修会の開催

提言書を受け、その提言に関わるテーマを研修会に反映。社会教育関係者、各市町村教育委員会担当者及び社会教育関係団体会員への周知を図った。

<提言書に関わる研修会を開催（R1）>

「都留文科大学のESDプログラム～SDGsへの取り組み」

都留文科大学教授 別宮有紀子 氏

「都留市の学生を巻き込んだまちづくりの事例」

都留文科大学准教授 鈴木健大 氏

「山梨県の社会教育と今後への期待」都留文科大学講師 富永貴公 氏

「世界と私たち～SDGsを通して考える～」

講師 JICA山梨デスク穂坂ちひろ 氏

○提言書の送付先（H30）

県教育委員（6）市町村教育委員会（28）、教育庁各課長（8）、各教育事務所（4）、社会教育関係団体（17）、県社会教育委員（15）、県社会教育課（21）、次期社会教育委員（15）、総合教育センター（1）、山梨県立図書館（1）、各都道府県教育委員会（HP周知文書）。

○山梨県ホームページへの掲載（H30.10.16～）

前
回
提
言
書
の
活
用

令和2年11月4日

件名	<p>指定管理者候補者の選定について (県立図書館) (県立ゆずりはら青少年自然の里)</p>	生涯学習課
経緯	<p>生涯学習課が所管する県立施設のうち、県立図書館及び、県立ゆずりはら青少年自然の里について、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。</p>	
内容	<p>【県立図書館】</p> <p>○指定管理者の業務 施設の管理・点検、清掃、駐車場管理、施設総合案内、交流エリア事業</p> <p>○教育委員会の業務 図書館の運営方針の策定、図書の収集・保存・貸出、レファレンスサービス、市町村立図書館との連携</p> <p>○過去の指定管理者状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅰ期 平成24年11月～平成29年3月 山梨文化会館・甲府ビルサービス・NTTファシリティーズ共同事業体 ・第Ⅱ期 平成29年4月～令和3年3月 きらっとやまなし共同事業体 (株)SPS やまなし・甲府ビルサービス(株)・(株)NTTファシリティーズ <p>○指定管理者の選定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募で選定。 ・審査方法は、外部有識者から成る選定委員会で審査を行い候補者を選定した。 <p>○指定管理期間及び指定管理者の候補者</p> <p>第Ⅲ期:令和3年4月～令和7年3月(4年間) きらっとやまなし共同事業体 (株)SPS やまなし・甲府ビルサービス(株))</p> <p>○経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月10日 教育委員会会議 委員選定議案及び選定方法について報告 ・令和2年6月12日 第一回選定委員会 (募集要項等についての審査) ・令和2年6月19日～8月19日 公募期間 ・令和2年8月下旬 一次審査(書面) ・令和2年9月17日 第二回選定委員会(応募者からのプレゼン) ・令和2年9月24日 第三回選定委員会(候補者の選定) <p>○今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月上旬～ 候補者との協議、仮協定書締結 ・令和3年2月議会 指定管理者指定の議案提出 ・令和3年1月以降 基本協定締結 ・令和3年4月 指定管理者による管理の開始 	

【県立ゆずりはら青少年自然の里】

○指定管理者の業務

施設管理業務全般

○過去の指定管理者状況

- ・第Ⅰ期（平成18年～）以来、現在まで、非公募により上野原市を選定。

○指定管理者の選定方法

- ・非公募で選定する。
- ・非公募の理由（特定の事由）

敷地内に当該市の施設も併設されており、施設の効率的・効果的管理の観点から、上野原市を指定することが適当であるため。

○指定管理期間及び指定管理者の候補者

- ・第Ⅲ期：令和3年4月～令和5年3月（2年間）
上野原市

- ・令和2年2月議会知事答弁のとおり、本県青少年教育施設の集約化にかかる最終年度が令和4年度末までのため、指定管理期間は2年間とする。

○経過

- ・令和2年7月 候補団体へ要項等を提示
- ・令和2年8月 申請書類の受付

○今後のスケジュール

- ・令和2年6月10日 教育委員会会議 選定方法について報告
- ・令和2年11月上旬～ 候補者との協議、仮協定書締結
- ・令和2年12月議会 指定管理者指定の議案提出
- ・令和3年1月以降 基本協定締結
- ・令和3年4月 指定管理者による管理の開始

内
容